

令和7年8月4日

都市整備政策部都市計画課

東京都市計画生産緑地地区の変更について

1 種類、件数及び面積

東京都市計画生産緑地地区 465件→453件 約80.36ha→約78.14ha
(約803,610m²→約781,430m²)

2 変更概要

(1) 削除のみを行う区域

・生産緑地法第14条によって行為制限が解除された区域等 22件 約2.44ha
(約24,390m²)

(2) 追加のみを行う区域

・都市計画決定権者が必要と判断したもの 8件 約0.19ha
(約1,880m²)

3 変更内容

変更内容は、別紙のとおり。

4 これまでの経緯

令和7年3月28日 第34回生産緑地地区検討会(令和7年度追加指定箇所検討)
7月31日 世田谷区農業委員会へ意見照会

5 今後の予定

令和7年8月22日 都市計画案の公告・縦覧(9月5日まで)
10月下旬 世田谷区都市計画審議会へ諮問
11月上旬 都市計画決定・告示
令和8年2月 世田谷区農業委員会へ報告

東京都市計画生産緑地地区の変更（世田谷区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類および面積

| 種類 | 面積 |
|--------|----------|
| 生産緑地地区 | 約78.14ha |

第2 削除のみを行う位置および区域

| 名 称 | 位 置 | 削除面積 | 備 考 |
|-----|-------|--------------|------------------------------|
| 番 号 | 地 区 名 | | |
| 59 | 桜上水 | 世田谷区桜上水二丁目地内 | 約 1,460 m ² 地区の一部 |
| 131 | 尾山台 | 世田谷区尾山台三丁目地内 | 700 地区の全部 |
| 145 | 野毛 | 世田谷区野毛三丁目地内 | 110 地区の一部 |
| 160 | 中町 | 世田谷区中町三丁目地内 | 2,000 地区の全部 |
| 171 | 玉川 | 世田谷区玉川四丁目地内 | 600 地区の全部 |
| 176 | 瀬田 | 世田谷区瀬田四丁目地内 | 2,090 地区の全部 |
| 246 | 深沢 | 世田谷区深沢三丁目地内 | 1,830 地区の一部 |
| 291 | 祖師谷 | 世田谷区祖師谷六丁目地内 | 1,090 地区の一部 |
| 302 | 千歳台 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 300 地区の一部 |
| 303 | 千歳台 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 60 地区の一部 |
| 306 | 千歳台 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 540 地区の一部 |
| 358 | 喜多見 | 世田谷区喜多見三丁目地内 | 1,410 地区の全部 |
| 359 | 喜多見 | 世田谷区喜多見三丁目地内 | 620 地区の全部 |
| 400 | 宇奈根 | 世田谷区宇奈根一丁目地内 | 210 地区の一部 |
| 431 | 宇奈根 | 世田谷区宇奈根三丁目地内 | 450 地区の一部 |
| 443 | 岡本 | 世田谷区岡本一丁目地内 | 1,000 地区の全部 |
| 459 | 岡本 | 世田谷区岡本三丁目地内 | 830 地区の全部 |
| 493 | 上北沢 | 世田谷区上北沢一丁目地内 | 2,450 地区の全部 |
| 575 | 南烏山 | 世田谷区南烏山一丁目地内 | 1,770 地区の全部 |
| 608 | 北烏山 | 世田谷区北烏山六丁目地内 | 2,120 地区の一部 |
| 670 | 鎌田 | 世田谷区鎌田三丁目地内 | 990 地区の全部 |
| 732 | 千歳台 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 1,760 地区の全部 |
| 計 | 22 件 | | 約 24,390 m ² |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

買取申出に伴う行為制限の解除となった生産緑地地区を削除する。

第3 追加のみを行う位置および区域

| 名 称 | | 位 置 | 追加面積 | 備 考 |
|-----|-------|---------------|------------------------|-------|
| 番 号 | 地 区 名 | | | |
| 125 | 等々力 | 世田谷区等々力八丁目地内 | 約 140 m ² | 地区の一部 |
| 230 | 新町 | 世田谷区新町一丁目地内 | 290 | 地区の一部 |
| 269 | 成城 | 世田谷区成城八丁目地内 | 210 | 地区の一部 |
| 427 | 宇奈根 | 世田谷区宇奈根三丁目地内 | 320 | 地区の一部 |
| 448 | 岡本 | 世田谷区岡本一丁目地内 | 560 | 地区の一部 |
| 511 | 上祖師谷 | 世田谷区上祖師谷二丁目地内 | 110 | 地区の一部 |
| 630 | 桜上水 | 世田谷区桜上水一丁目地内 | 10 | 地区の一部 |
| 699 | 宇奈根 | 世田谷区宇奈根一丁目地内 | 240 | 地区の一部 |
| 計 | 8 件 | | 約 1,880 m ² | |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を指定する。

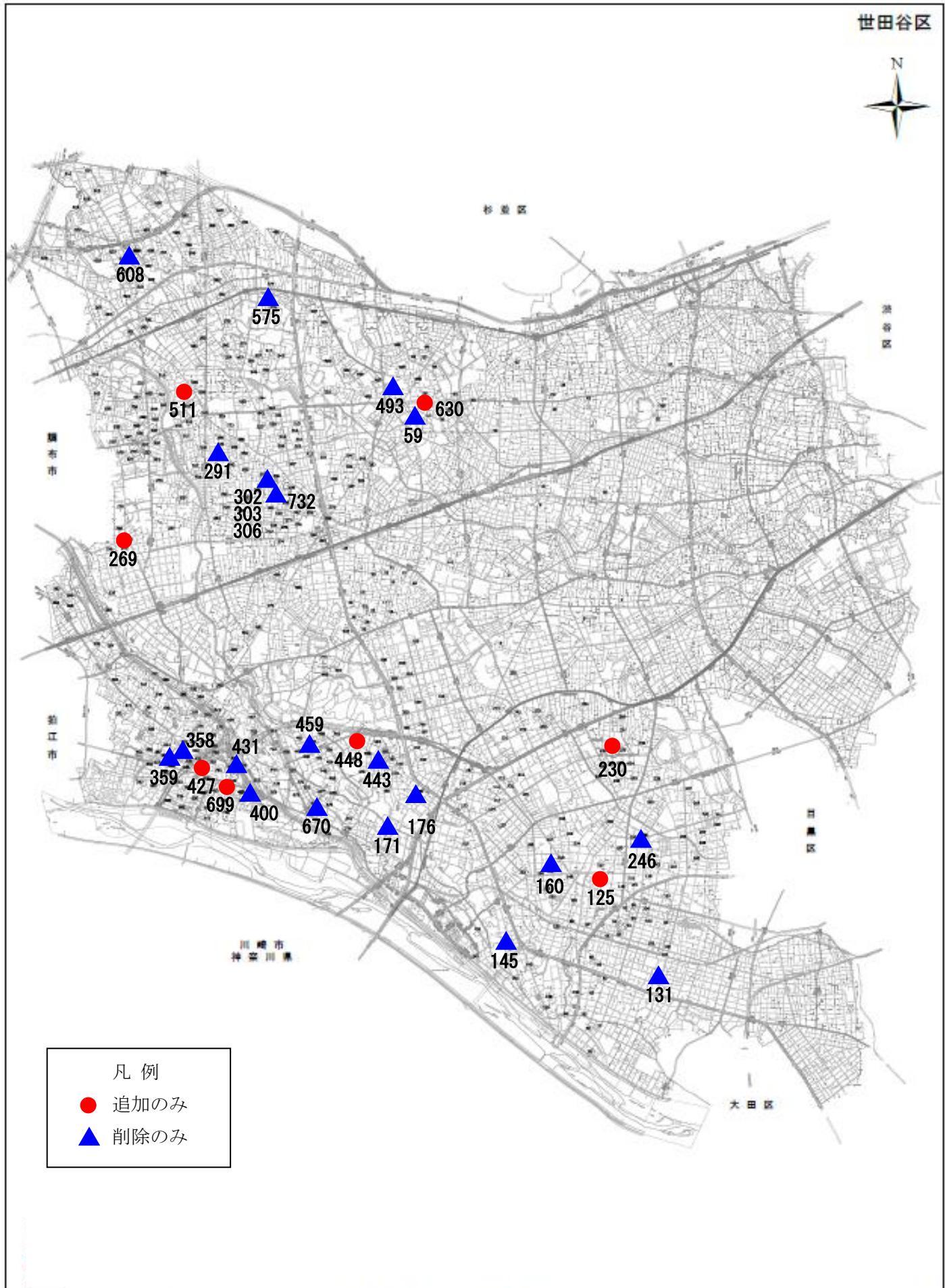
新旧対照表

| 番号 | 変更前 | | 変更内訳 | | 変更後 | | 摘要 |
|---------|--------------------------|---------------|--------|----------------|--------------------------|------------------------------|----|
| | 面積 | 位置 | 削除 | 追加 | 面積 | | |
| 18 | 約 1,280 m ² | 世田谷区桜丘三丁目地内 | 約 | m ² | 約 1,310 m ² | 精査による増30m ² | |
| 59 | 4,780 | 世田谷区桜上水二丁目地内 | 1,460 | | 3,320 | 一部削除 | |
| 93 | 1,640 | 世田谷区等々力四丁目地内 | | | 1,670 | 精査による増30m ² | |
| 125 | 1,140 | 世田谷区等々力八丁目地内 | | 140 | 1,280 | | |
| 131 | 700 | 世田谷区尾山台三丁目地内 | 700 | | 0 | 全部削除 | |
| 145 | 1,250 | 世田谷区野毛三丁目地内 | 110 | | 1,130 | 一部削除、精査による減10m ² | |
| 160 | 2,000 | 世田谷区中町三丁目地内 | 2,000 | | 0 | 全部削除 | |
| 171 | 600 | 世田谷区玉川四丁目地内 | 600 | | 0 | 全部削除 | |
| 176 | 2,090 | 世田谷区瀬田四丁目地内 | 2,090 | | 0 | 全部削除 | |
| 230 | 3,650 | 世田谷区新町一丁目地内 | | 290 | 3,940 | | |
| 246 | 2,740 | 世田谷区深沢三丁目地内 | 1,830 | | 910 | 一部削除 | |
| 269 | 4,410 | 世田谷区成城八丁目地内 | | 210 | 4,520 | 精査による減100m ² | |
| 291 | 2,190 | 世田谷区祖師谷六丁目地内 | 1,090 | | 1,110 | 一部削除、精査による増10m ² | |
| 302 | 1,850 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 300 | | 1,840 | 一部削除、精査による増290m ² | |
| 303 | 380 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 60 | | 330 | 一部削除、精査による増10m ² | |
| 306 | 1,720 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 540 | | 1,340 | 一部削除、精査による増160m ² | |
| 358 | 1,410 | 世田谷区喜多見三丁目地内 | 1,410 | | 0 | 全部削除 | |
| 359 | 620 | 世田谷区喜多見三丁目地内 | 620 | | 0 | 全部削除 | |
| 400 | 1,960 | 世田谷区宇奈根一丁目地内 | 210 | | 1,750 | 一部削除 | |
| 427 | 2,800 | 世田谷区宇奈根三丁目地内 | | 320 | 3,120 | | |
| 431 | 1,710 | 世田谷区宇奈根三丁目地内 | 450 | | 1,270 | 一部削除、精査による増10m ² | |
| 443 | 1,000 | 世田谷区岡本一丁目地内 | 1,000 | | 0 | 全部削除 | |
| 448 | 720 | 世田谷区岡本一丁目地内 | | 560 | 1,280 | | |
| 459 | 830 | 世田谷区岡本三丁目地内 | 830 | | 0 | 全部削除 | |
| 493 | 2,450 | 世田谷区上北沢一丁目地内 | 2,450 | | 0 | 全部削除 | |
| 511 | 13,360 | 世田谷区上祖師谷二丁目地内 | | 110 | 13,450 | 精査による減20m ² | |
| 575 | 1,770 | 世田谷区南烏山一丁目地内 | 1,770 | | 0 | 全部削除 | |
| 608 | 5,390 | 世田谷区北烏山六丁目地内 | 2,120 | | 3,270 | 一部削除 | |
| 630 | 690 | 世田谷区桜上水一丁目地内 | | 10 | 620 | 精査による減80m ² | |
| 670 | 990 | 世田谷区鎌田三丁目地内 | 990 | | 0 | 全部削除 | |
| 699 | 2,970 | 世田谷区宇奈根一丁目地内 | | 240 | 3,210 | | |
| 732 | 1,760 | 世田谷区千歳台二丁目地内 | 1,760 | | 0 | 全部削除 | |
| 小計 | 72,850 | | 24,390 | 1,880 | 50,670 | 面積精査による増330 m ² | |
| 変更のない地区 | 計 433 件 | | | | 計 433 件 | | |
| | 計 730,760 m ² | | | | 計 730,760 m ² | | |
| 計 | 465 件 | | | | 計 453 件 | | |
| 計 | 803,610 m ² | | | | 計 781,430 m ² | | |

変更概要

| 種類 | 変更事項 |
|--------|---|
| 生産緑地地区 | 1. 位置の変更（新旧対照表のとおり） 2. 区域の変更（計画図のとおり） 3. 面積の変更（465件→453件 ▲12件） (約80.36ha→約78.14ha -2.22ha) |

令和7年度生産緑地地区変更箇所図



凡例

- 追加のみ
- ▲ 削除のみ

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
1 / 15

個所図番号
1 3



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200
m

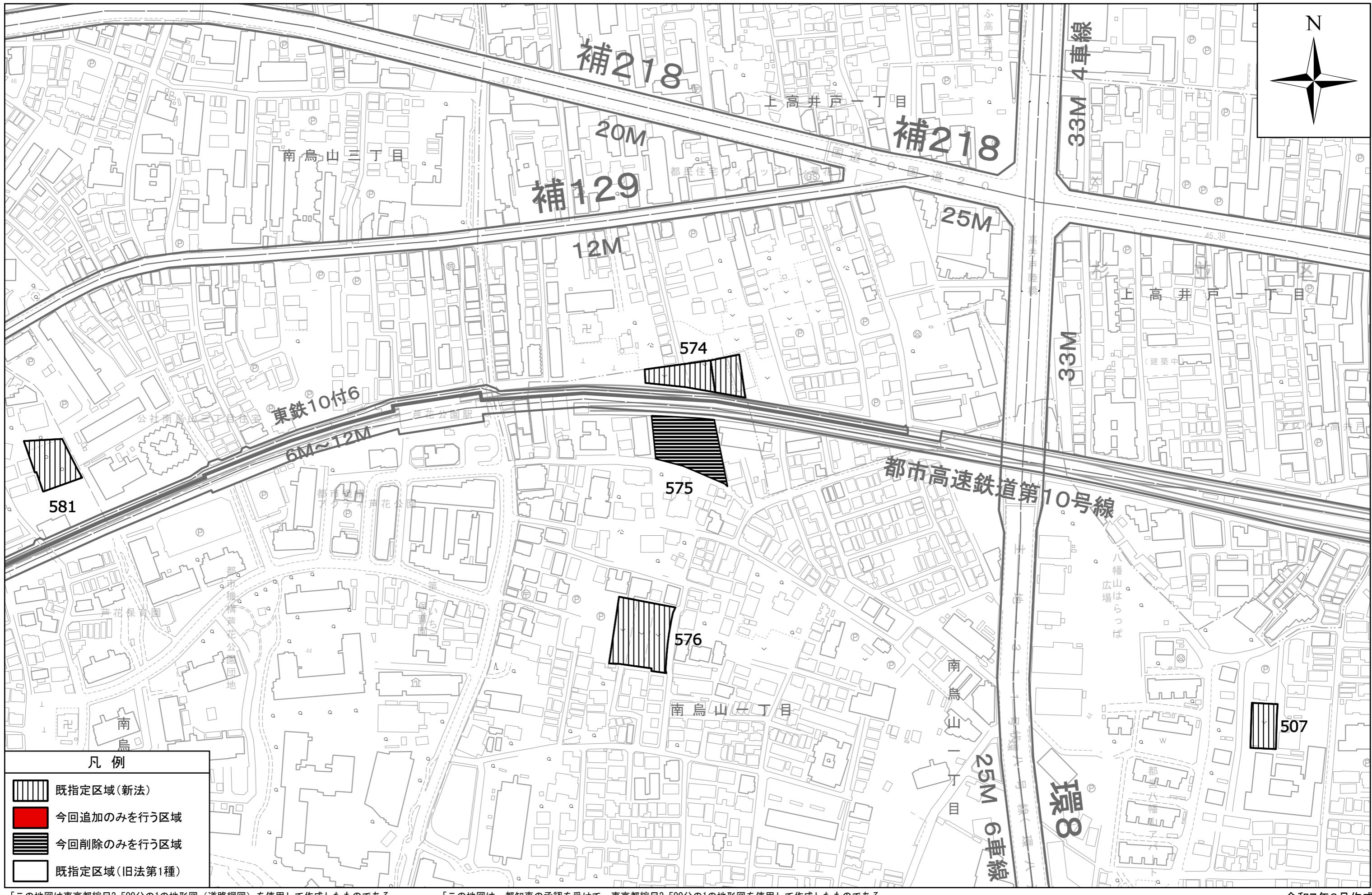
令和7年6月作成

東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
2 / 15

個所図番号
3 4



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200 m

令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
3 / 15

個所図番号
3 7



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200 m

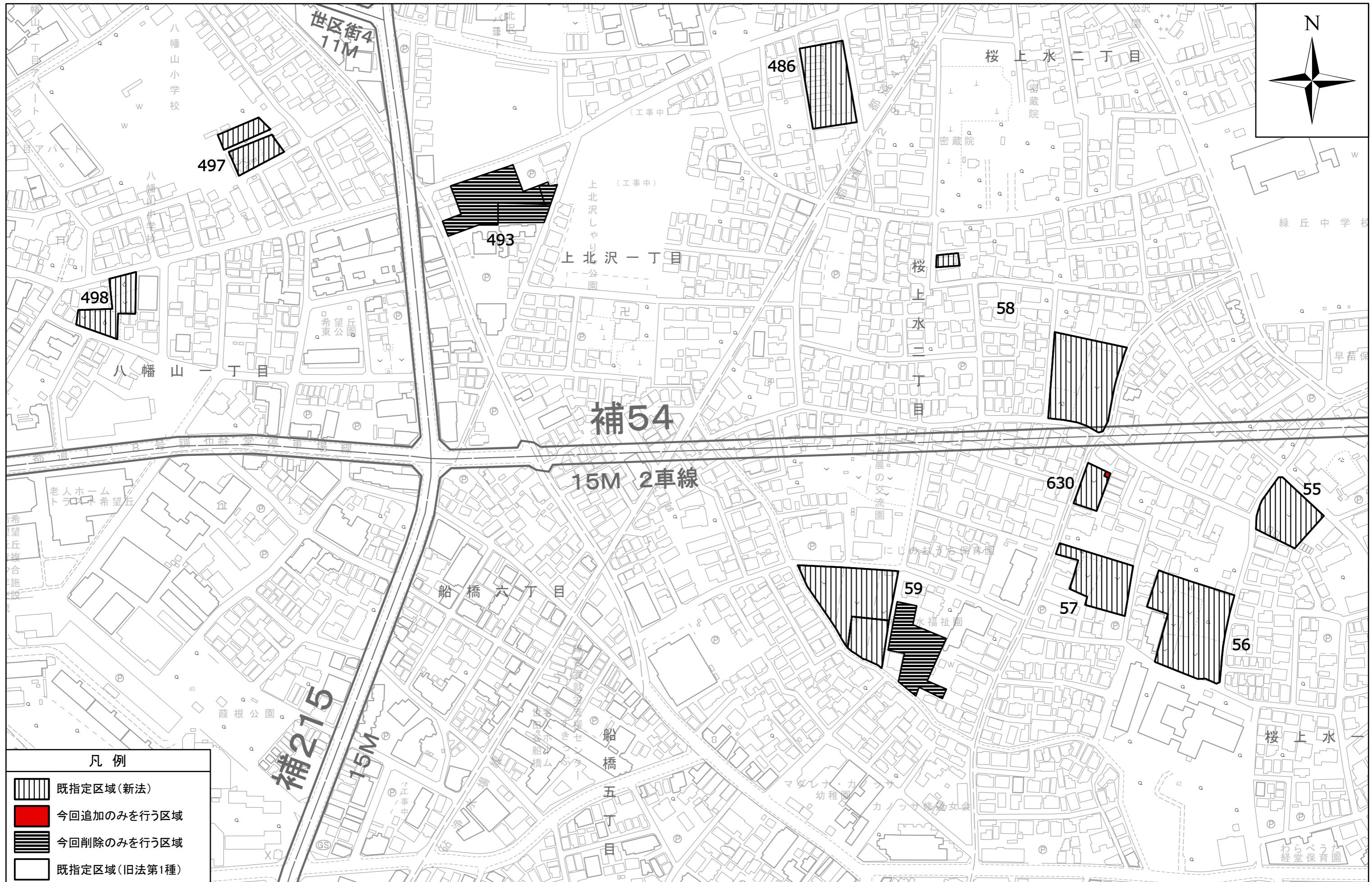
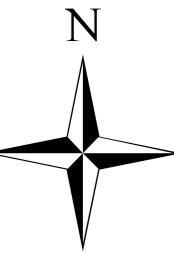
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
4 / 15

個所図番号
4 8



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500

0 25 50 100 150 200
m

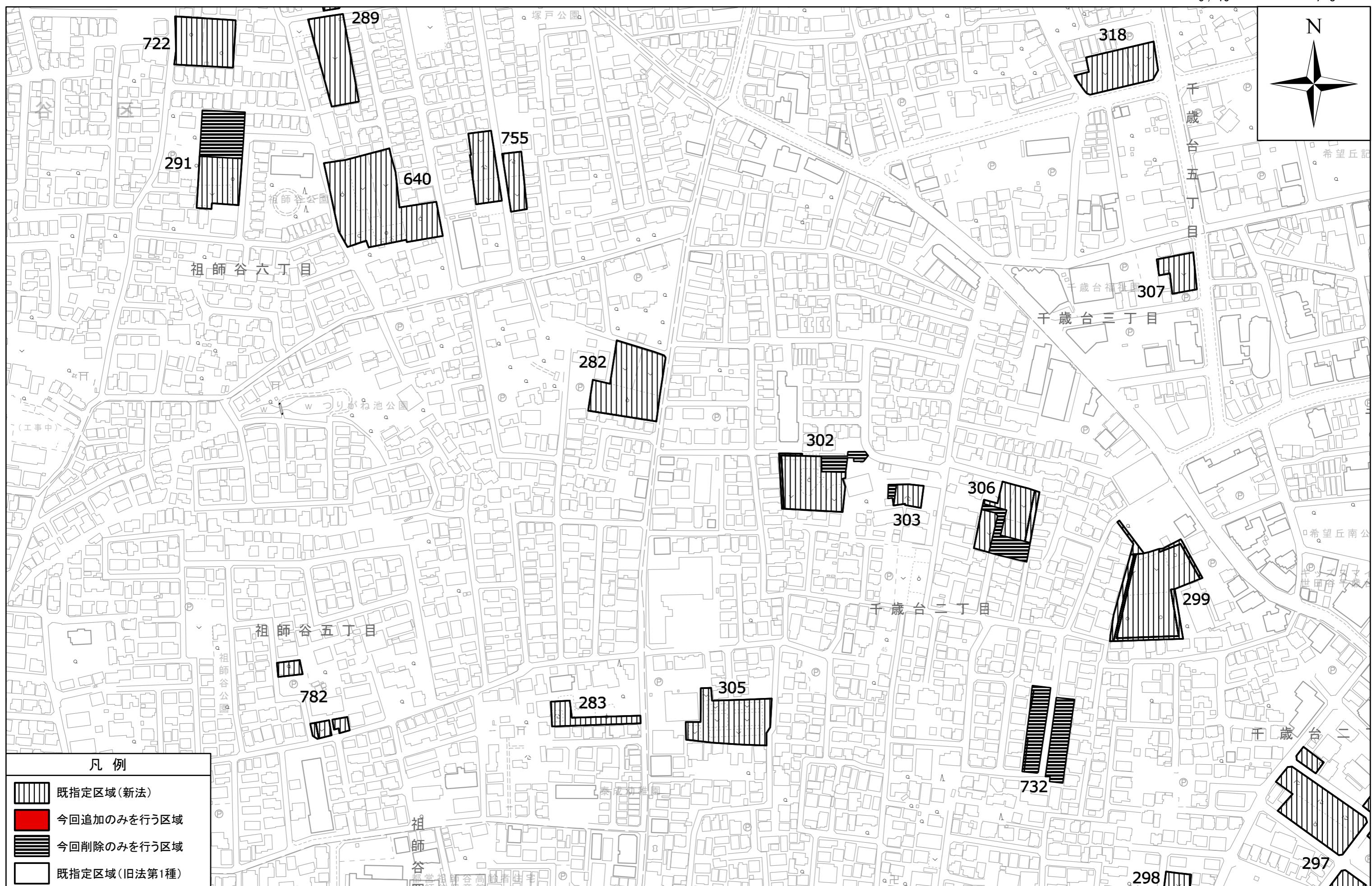
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
5 / 15

個所図番号
7 8



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500

0 25 50 100 150 200
m

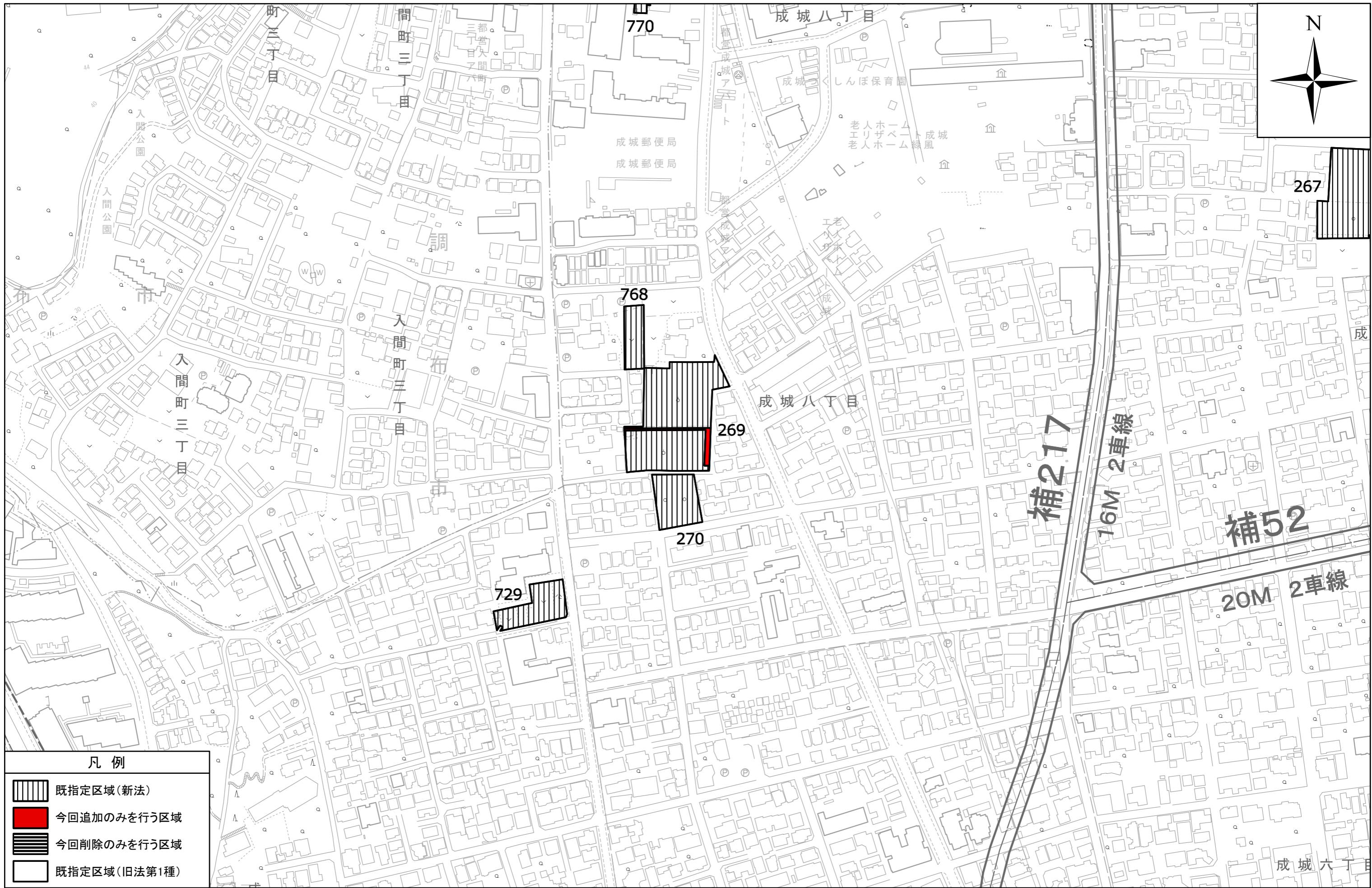
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
6 / 15

個所図番号
7 11



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200
m

令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
7 / 15

個所図番号
15 16

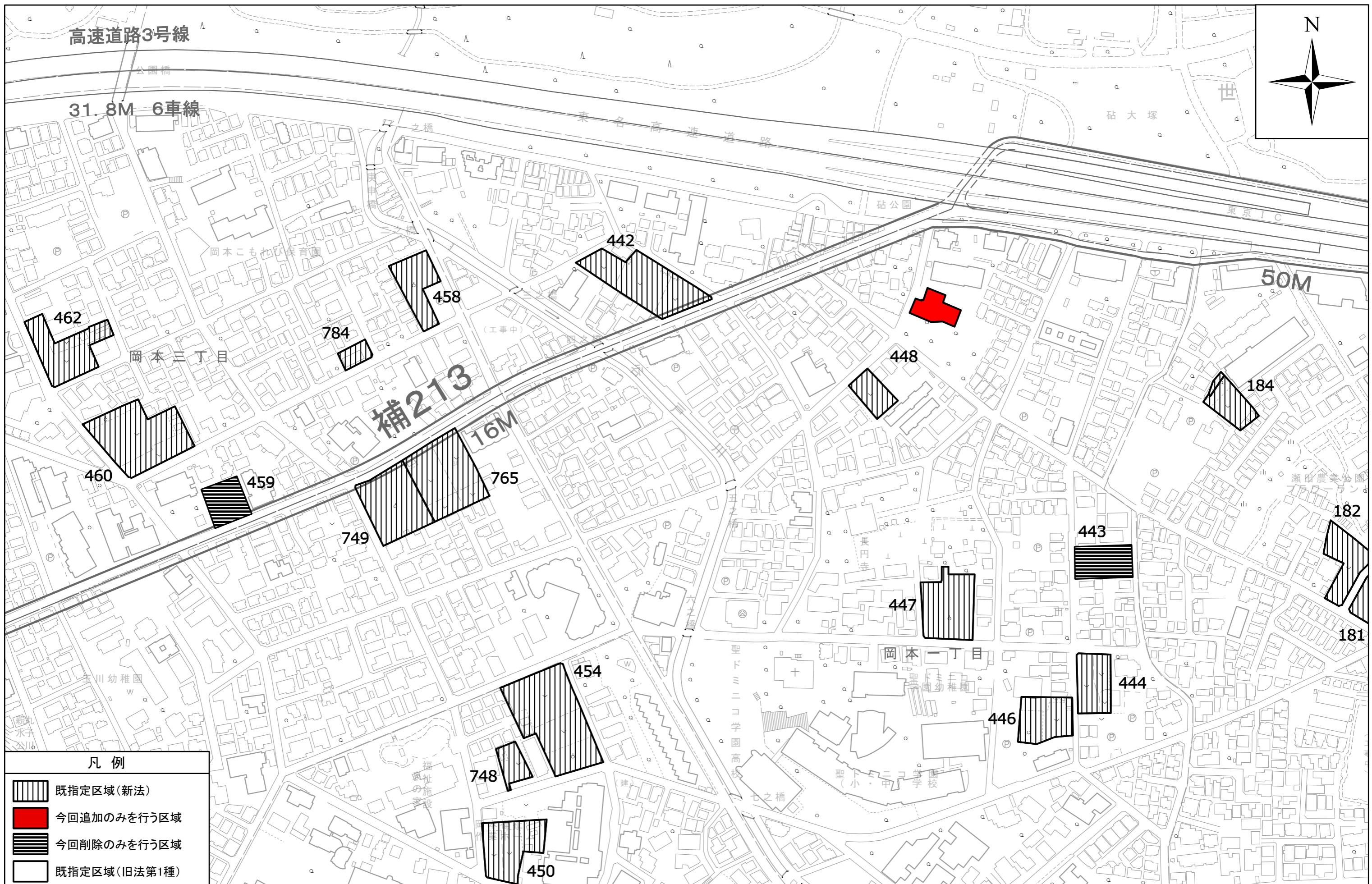


東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
8 / 15

個所図番号
16



凡例

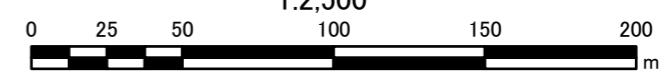
- 既指定区域(新法)
- 今回追加のみを行う区域
- 今回削除のみを行う区域
- 既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

令和7年6月作成



東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
9 / 15

個所図番号
16 20



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200
m

令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
10 / 15

個所図番号
16 20



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

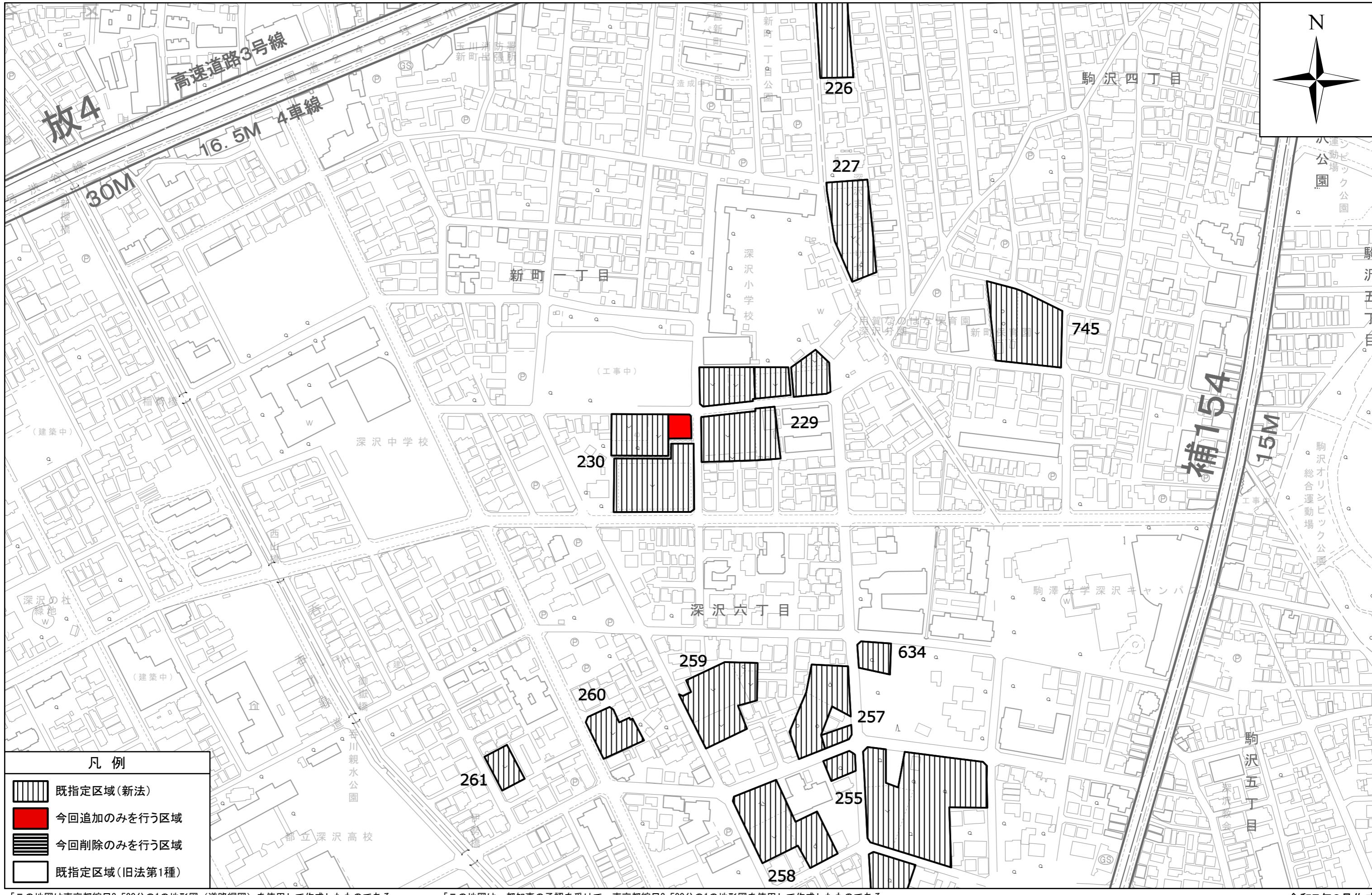
1:2,500
0 25 50 100 150 200 m
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
11 / 15

個所図番号
17



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200 m

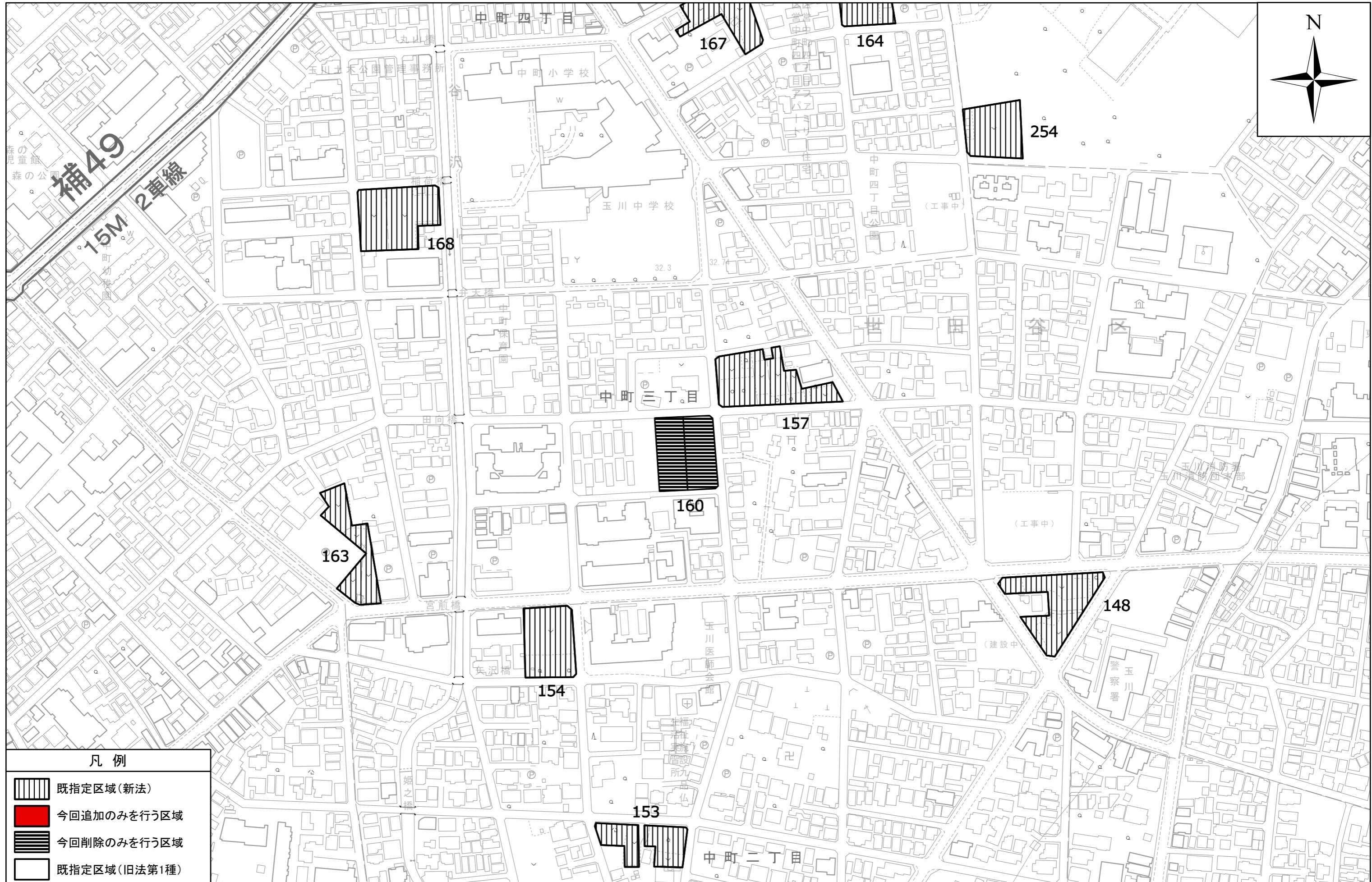
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
12 / 15

個所図番号
21



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500

0 25 50 100 150 200 m

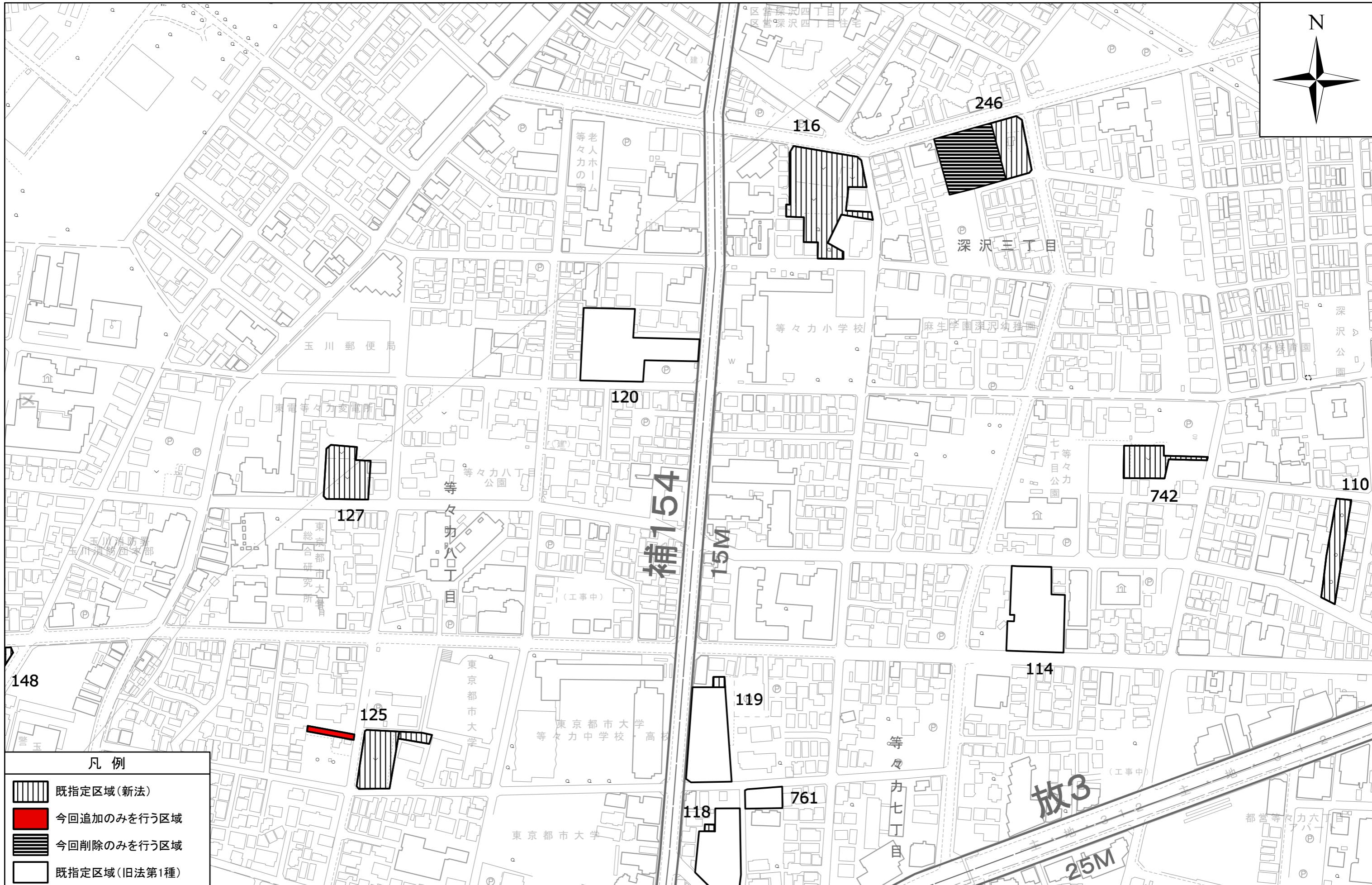
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
13 / 15

個所図番号
21



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

1:2,500
0 25 50 100 150 200
m

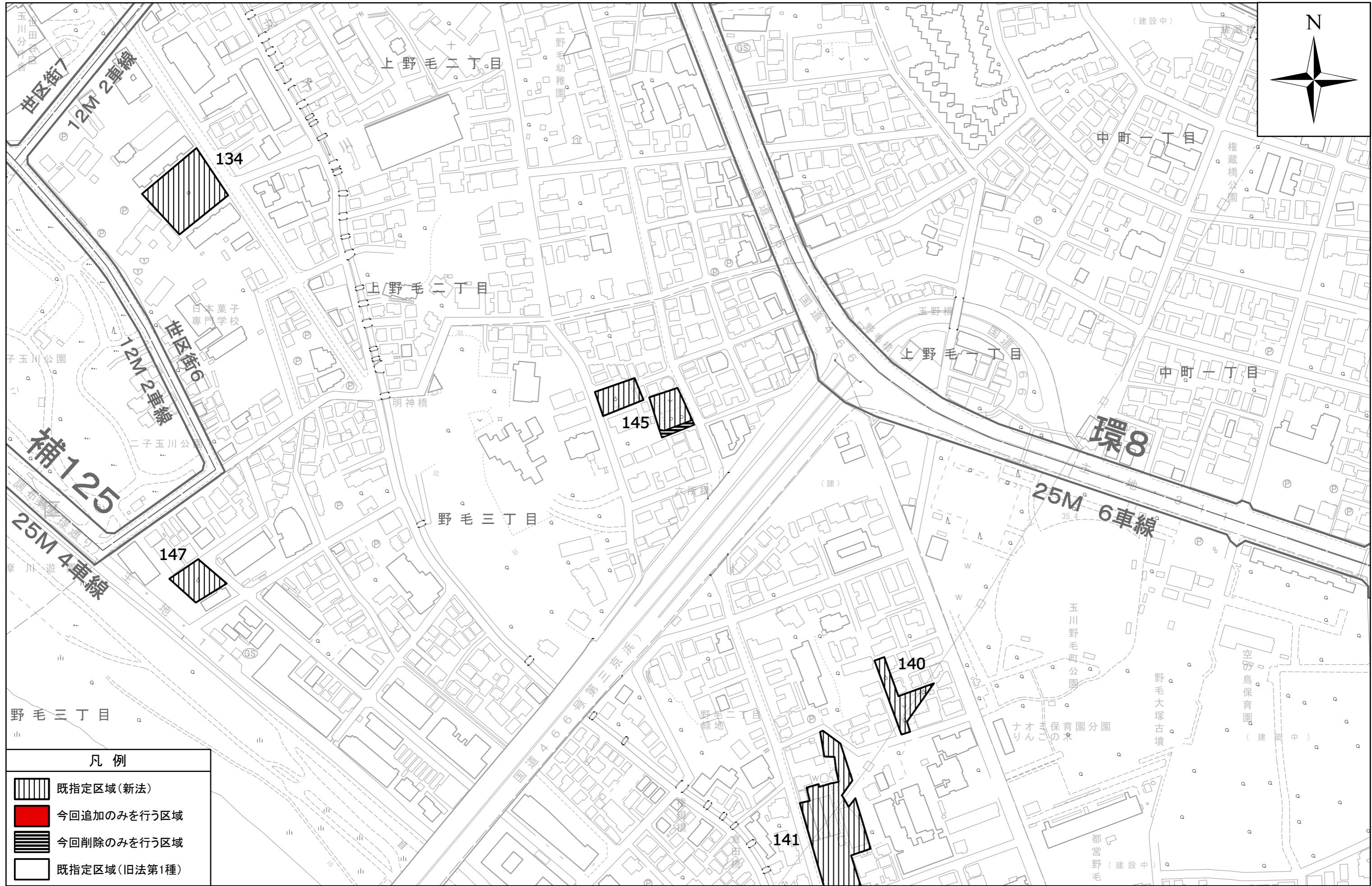
令和7年6月作成

東京都計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
14 / 15

個所図番号
20 21 23



凡例

- 既指定区域(新法)
- 今回追加のみを行う区域
- 今回削除のみを行う区域
- 既指定区域(旧法第1種)

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

0 25 50 100 150 200 m

令和7年6月作成

東京都市計画生産緑地地区計画図(世田谷区決定)

世田谷区

図面番号
15 / 15

個所図番号
23 24



「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基都第6号、令和7年4月14日」

「この地図は東京都縮尺2,500分の1の地形図（鉄道網図）を使用して作成したものである。
(承認番号) 7都市基交都第5号、令和7年4月15日」

「この地図は、都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) MMT利許第07-K112-1号、令和7年3月31日・6都市基交測第258号、令和7年3月31日」

令和7年6月作成

0 25 50 100 150 200 m

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画生産緑地地区（世田谷区分）

2 理由

生産緑地地区は、平成3年改正の生産緑地法（以下「法」という。）第3条第1項の「公害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。」との趣旨で指定するものである。当区では、この趣旨に基づき、平成4年度から生産緑地の新規指定を図り、平成5年度までに654地区（約147ha）を指定した。その後、買い取り申出等に伴い生産緑地地区は減少の一途をたどり、令和6年度に465件（約80.36ha）となった。

農業等との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等のうち、「世田谷区生産緑地地区指定要領（平成12年2月1日施行）」の指定要件に適合する農地等について、生産緑地地区として指定する。

併せて、行為制限の解除等に伴う削除を含めて生産緑地地区の都市計画変更を行う。